○国土交通省告示第千百五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020115	突入防止装置　昭和　SAIC－RUPD	昭和飛行機工業株式会社　東京都昭島市田中町600番地

○国土交通省告示第千百六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020135	突入防止装置　古河産機システムズ　RS－010	古河産機システムズ株式会社　東京都千代田区丸ノ内2丁目2番3号
E43－58R－020136	突入防止装置　古河産機システムズ　GS－400	〃
E43－58R－020137	突入防止装置　古河産機システムズ　GS－410	〃
E43－58R－020138	突入防止装置　古河産機システムズ　GS－450	〃

○国土交通省告示第千百七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020130	突入防止装置　平成自動車　821E	有限会社平成自動車　大阪府大阪市此花区北港2丁目4番80号

○国土交通省告示第千百八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十六日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒自G－2432	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBA－QR25－7J32B	ニッサン　CBA－TJ32＊	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地
㊒自G－2433	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　DBA－VQ25－7J32B	ニッサン　DBA－J32＊	〃

○国土交通省告示第千百九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月十八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020144	突入防止装置　KITAMURA CVA	株式会社北村製作所　新潟県新潟市江南区両川1－3604－12

○国土交通省告示第千百十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
E43－58R－020120	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－003	いすゞ車体株式会社　神奈川県藤沢市土棚8番地
E43－58R－020121	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－004	〃
E43－58R－020122	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－005	〃
E43－58R－020123	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－006	〃
E43－58R－020124	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－007	〃
E43－58R－020125	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－008	〃
E43－58R－020126	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－009	〃
E43－58R－020127	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－010	〃
E43－58R－020128	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－011	〃
E43－58R－020129	突入防止装置　いすゞ車体　12RU P－012	〃

○国土交通省告示第千百十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月二十三日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒GS－1035	一酸化炭素等発散防止装置　DEUTZ　TCD12.0V6	吸入負圧：3.5kPa　排気圧力：25.0kPa	三井造船マシナリー・サービス株式会社　東京都千代田区神田紺屋町7番地

○国土交通省告示第千百十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第一項の規定により、平成二十四年五月二十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成二十四年十月十一日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　郡司　彰

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けることができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊒G－2434	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　CBF－QR25－7E26A	ニッサン　CBF－＊S4E26、いすゞ　CBF－J＊S4E26	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地